

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年十一月十八日法律第八十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。